

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

				資料番号	6	担当課	農産園芸課
法令名	農産物検査法	根拠条項	18条	許認可等の内容	登録検査機関の登録の更新		
<p>第18条</p> <p><u>登録検査機関の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u></p> <p>2 前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>3 <u>前条第1項から第6項までの規定は、第1項の更新について準用する。</u></p> <p>4 農林水産大臣は、第1項の規定により登録検査機関の登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>							